

令和5年10月20日

各 部 長  
出 納 局 長  
教 育 委 員 会 教 育 長  
警 察 本 部 長 様  
公 営 企 業 管 理 者  
各 事 務 局 長  
各 地 方 局 長

総 務 部 長

## 令和6年度当初予算の編成について

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、個人消費や設備投資などは全体として緩やかな持ち直しが続いている。しかしながら、世界的なエネルギー・食料品価格の上昇や急激な円安の進行などに伴う物価高騰により、国民生活や企業活動に多大な影響が生じるなど、今後の我が国の景気動向については不確実性がますます高まっている状況にある。そのような中、国は、骨太の方針2023において「新しい資本主義」の実現に向けた、構造的貨上げの実現や人への投資の強化、グリーン・デジタル分野、スタートアップ（新規創業）などへの官民連携による投資の拡大、こども・子育て政策の抜本的強化を推進し、将来にわたって持続的な成長を実現していくこととしている。

一方で、現下の物価高騰等を受けた大型補正予算の編成等により大規模な財政出動をするほか、頻発する自然災害への対応に追加の財政需要が高まるなど、財政健全化に向けた道筋は依然不透明である。このような状況から、今後の国の財政悪化に伴い県財政への影響が懸念されるとともに、コロナ禍で膨らんだ歳出構造について平時に戻していくとの国の方針も示されており、現時点で、地方財政への影響を見通すことは困難である。

さらに、本県においては、想定を上回るスピードで進む少子高齢化による人口減少やコロナ禍での人々の価値観の変容など大きな社会変化の中にあり、多様化・複雑化が進む社会課題に対して、先送りすることなく的確に対応し、愛媛の未来を切り拓いていくためには、従来の延長線上ではなく、大胆かつ新たな政策を、確かな戦略を持って積極的に展開していくことが重要である。

このような中、「西日本豪雨災害からの復興と防災・減災対策」「人口減少対策」「地域経済の活性化」の政策の3本柱のほか、アフターコロナへの対応とデジタル技術・データを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）への挑戦など「みんなでつくろう、愛顔あふれる愛媛県～新ステージ」の実現に向けては、「総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」で掲げた重要目標達成指標（KG I）の目標達成に向けた取組み

を積極的に推進することが求められる。そのためには、効果的な政策の積極的な展開と、それを下支えする、持続可能な財政運営が不可欠であることから、本年10月に「財政運営基本方針」を策定し、予算編成においては、これまで以上にエビデンスや成果を重視したマネジメントを徹底することにより、事業の新陳代謝を強力に進めながらメリハリの効いた政策展開と安定的な財政運営との両立を図っていく必要がある。

については、令和6年度当初予算の要求に当たり、下記の方針に沿って十分精査、検討の上、適切に要求されたい。

## 記

### 1 予算編成の基本的事項

#### (1) 年間総合予算

当初予算は年間総合予算であることから、新規事業を含め、年間所要額を的確に要求すること。なお、補正予算については、当初予算編成後に生じた緊急課題への対応など必要最小限の編成とするが、国の予算動向等を十分に踏まえ、必要に応じて適宜対応すること。

#### (2) 成果重視マネジメントの徹底

総合計画の目標達成に向けて、各事業には、マネジメントを行うための「共通言語」として重要業績評価指標（KPI）を適切に設定すること。また、『「何をしたか」ではなく「何ができたか」への意識改革』との成果重視マネジメントのコンセプトの下、予算編成においては、KPIに基づく審査を重視するため、課題設定やその解決手段の選択に適切なエビデンスがあるかどうかやKPIが定量的かつ検証可能であるかどうかなど、成果を重視する姿勢での政策立案を徹底すること。

さらに、政策立案に当たっては、限られた財源の中で、効果的かつ効率的な事業展開を図るため、EBPM（Evidence-Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案）の考え方に基づき、目標と現状とのギャップを問題として捉え、その解決を図るために解消すべき課題に対し、手法や手段を含めその事業が必要不可欠であることの妥当性を論理的かつ客観的なデータ等で示すことを徹底し、説明責任を果たすこと。

#### (3) ビルド・アンド・スクラップの推進

限りある財源の中において、総合計画の目標達成に向けて事業の選択と集中を図っていくためには、最初に優先すべき事業を決定（ビルド）した上で、それに必要な財源を各部局における自律的なスクラップにより捻出することが重要であることから、KPIの成果動向等を踏まえて事業の優先順位付けを行い、各部局において主体性と責任を持って予算編成を行うこと。

また、事業の見直しに当たっては、以下の4視点で見直しを行うこと。

- ①どうしてもやらなければならないもの
- ②内容を見直した上で続けるもの
- ③終期が来たらやめるもの

④今すぐやめるもの

#### (4) 地方局直接予算要求枠

地方局からの予算要求システムは継続し、「地方局直接予算要求枠」を設定するので、圏域の固有課題解決のため適切に対応すること。

### 2 予算編成に当たっての留意事項

- (1) 現下の物価高騰に関する国の動向や県民生活への影響等を注視しつつ、コロナ禍による経済情勢の変化等に応じた民間需要の誘発や雇用の創出、県民所得の向上などの経済対策にも万全を期すこと。
- (2) 二重行政の解消や共通する地域課題の解決のため、県と市町の組織の垣根を越えた連携の拡大・深化を図るとともに、多様化・複雑化する県民ニーズへ対応するため、部局横断による効果的なプロジェクトを推進すること。
- (3) 南予地域の活性化対策については、西日本豪雨災害からの復興状況を見極めた将来につながる対応なども含め、引き続き配慮すること。
- (4) 歳入確保の強化に向け、国庫補助負担金等による事業については、「新しい資本主義」関連施策やデジタル田園都市国家構想などの動きを含め、国の予算編成の動向を十分に把握し、適切に対応すること。
- また、国庫補助負担金等の積極的な活用を図るとともに、必要に応じて国等に対して補助制度の創設を要望するなど、歳入確保に努めること。なお、補助率の変更等による任意の県費継足しや、県単独事業への振替を行わないこと。
- (5) 庁舎などの公共施設等の耐震化や大規模修繕については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、真に緊急性が高いものに限定して要求すること。また、老朽化した県有施設を適切に管理していくため、計画的に必要な修繕・更新・除却等を行うこと。
- (6) 職員の働き方改革を実践するため、新規事業を要求する場合は、必要なマンパワーを確保するために既存事業の改廃を積極的に進め、効率的な執行体制を確保するなど、限られた経営資源の重点的かつ効果的な活用に努めること。
- (7) 多様化、複雑化する地域課題の解決のため、これまで以上に官民連携の重要性が増しており、成果連動型官民連携委託の導入など、積極的な民間との連携に努めること。

### 3 一般会計に関する事項

#### 【歳入について】

- (1) 県税については、税制改正の動向に十分留意し、当面、現行制度により積算するものとするが、今後における経済動向を勘案し、的確な見積りを行うこと。
- なお、税収の確保を図るために、課税自主権の発揮、税負担の公平性の確保と徴収率の向上、滞納額の縮減に引き続き努めること。
- (2) 地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び交通安全対策特別交付金については、国の予算編成及び地方財政計画の動向に留意し、的確な算定に努めること。

- (3) 分担金、負担金など地元負担を伴うものについては、現行制度により積算すること。
- (4) 使用料、手数料及び財産貸付収入については、現行料率により算定することとし、  
国の基準改正、受益者負担の適正化等の見地から、改正・新設の必要があるものにつ  
いては、別途検討すること。
- (5) 国庫支出金については、国の動向を把握し、適正な見積りを行うとともに、超過負  
担については、実態を分析、検討し、解消に努めること。  
また、民間資金についても積極的な活用に努めること。
- (6) 財産収入（財産貸付収入を除く。）、諸収入については、次の点について特に検討を  
加え、収入の確保に努めること。
- ① 公共施設等総合管理計画を踏まえ財産の適正な管理に努め、遊休財産及び不用品  
の整理を行い、適正な処分及び有効活用を図ること。  
また、各部局が所管している県有地についても、歳入確保に資する有効活用や処  
分の検討に取り組むこと。
  - ② 基金及び歳計現金については、公金管理方針を踏まえ、一層の効率運用に努め  
ること。
  - ③ 県広告媒体への広告導入をはじめ、企業や民間団体との連携などによる収入源の  
確保に努めること。なお、既存の取組みについても、更なる工夫の余地がないか検  
討すること。
- (7) 県債については、地方財政計画等の動向に留意するとともに、その抑制に取り組む  
こと。
- (8) 税以外の未収債権については、債権別行動計画に基づき滞納未然防止を図るととも  
に、債権回収の強化を図ること。
- (9) ふるさと納税や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、本県の魅力  
や各種施策の認知度向上、ひいては地域活性化につながることから、オール愛媛体制  
で、あらゆる機会を通じて県内外の個人、企業等へ幅広く広報し、積極的に活用を促  
進すること。

## 【歳出について】

- (1) 枠配分対象経費（維持管理費、公共事業費、定型的県単独事業費、一般県単独事業  
費、直轄事業負担金、一般行政指導経費）については、別途通知した枠配分額の総額  
の範囲内で、各部局の責任において調整を徹底し、厳守すること。  
ただし、今後の地方財政計画の動向等により、歳入の見通しに大幅な変動が生じた  
場合には、減額を含めた再配分を行うことがある。
- (2) 人件費及び人当経費については、次の諸点に留意し、要求すること。  
超過勤務については職員の健康保持や公務能率の向上を図る観点からも、なお一層  
事務の簡素合理化に努め、各職場が一丸となってその縮減に向けた取組みを強力に進  
めること。
- ① 職員数は、令和5年1月1日現在の配置定数を基礎に積算すること。
  - ② 法令の改正、施設の新增設、事業量の増大等に伴う人員増は、原則として組織機

構の簡素化、事務処理方法の改善、事務事業の民間委託、職員の配置転換等によって措置すること。

さらに、現在の配置数についても、「令和6年度の組織、定数等の見直しについて（通知）」（令和5年9月21日付け5人事第227号）に従い、徹底した見直しを行うこと。

③ 国庫補助職員、事業費支弁職員については、適正な事業執行計画の下に、原則として補助対象人員又は事業費の範囲内で支弁することとし、不足額が生じないよう努めること。

④ 給与費は、令和6年1月1日現在の現給見込額を基礎として積算すること。ただし、特別職については、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）による減額措置前の給料月額に基づくこと。

⑤ その他関係経費については、別途通知した「令和6年度予算積算単価表」により積算すること。

(3) 社会保障関係経費については、国の概算要求方針で「年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴う自然増を加算した範囲内で要求。ただし、合理化・効率化に最大限取り組む」とされ、抑制の動きもあることから、国の施策の動向、措置対象人員の推移等を的確に掌握し、年間所要額を要求すること。

(4) 公債費については、償還計画に基づき年間所要額を要求すること。

(5) 維持管理費については、施設の適切な管理を図る中で効率的な運営を徹底し、要求すること。（枠配分額は、一般財源ベースで令和5年度9月現計予算額（以下「前年度予算額」という。）の100%）

なお、使用料収入等の実績が伴わない施設については、実績に応じて経費の縮減を図ること。

(6) 公共事業費については、県の実情に即した選択的導入に徹し、緊急度、投資効果、後年度負担、執行可能な事業量などを十分検討、精査するとともに、公共事業に係る国の見直しの動きに特に留意して、導入すべき事業については適正に要求すること。

（枠配分額は前年度予算額の100%）

(7) 県単独事業費（投資的経費）についても、緊急度、投資効果、後年度負担、執行可能な事業量などを十分検討、精査して要求すること。

また、本来、公共事業費として計画されるべき事業が県単独事業費により実施されることのないよう、長期的視点に立って財源の効率的活用と計画的な事業の推進に努めること。（枠配分額は前年度予算額の100%）

なお、地元市町の財政負担を伴う事業にあっては、事業の内容、負担額等について関係部局とあらかじめ十分連絡調整を行うこと。

(8) 受託事業費については、事業の性格、事務量と職員の処理能力等を検討し、やむを得ないものについて要求すること。

(9) 直轄事業負担金については、国の見直しの動きに留意し、事業計画の把握に努めて要求すること。（枠配分額は前年度予算額の100%）

(10) 災害復旧事業費については、次により要求すること。

- ① 過年発生補助災害復旧事業費については、査定額を基礎に年次別復旧進度率により積算した額
  - ② 過年発生単独災害復旧事業費については、既往年度の復旧状況を勘案した額
  - ③ 現年発生災害復旧事業費については、過去の復旧実績等を勘案した必要見込額
- (11) 大会開催（補助）経費については、事業の効果、必要性等を十分検討し、要求すること。
- (12) 貸付金、出資金等については、その目的、資金需要及び金融情勢を考慮し、対象者、方法、協調融資、金利等について十分精査、検討を行い、真にやむを得ないものについて要求すること。
- (13) 一般行政指導経費は、事業の成果を十分検証し、廃止や休止を含めた事業の見直しを行うとともに、事業の優先付けをしっかりと行い、要求すること。（枠配分額は前年度予算額の90～100%）
- (14) その他
- ① 部局が連携して対処することが効果的な行政課題については、経費の効率化、相乗効果を図るため、関係部局で調整、協議の上で主管課を定め、当該課から必要な額を精査し要求すること。
  - ② 地方局直接予算要求については、関係部局の予算要求と重複は認めないので、地方局と関係部局とで十分に調整、協議を行った上で、要求すること。
  - ③ 公共工事に係る経費については、新たな制度や基準の導入を検討しながら徹底した工事コスト縮減に努め、限られた事業費で同等以上の事業量が確保できるよう努めること。
  - ④ 業務のデジタル化やDXを推進するため新たにシステム開発等を行おうとする場合は、県デジタル総合戦略本部と技術面等を十分協議した上で、要求すること。
  - ⑤ デジタル田園都市国家構想交付金を活用する事業の予算要求については、企画振興部と十分協議した上で、要求すること。
  - ⑥ 各種民間助成制度の積極的な利活用を図り、県負担の軽減に努めること。
  - ⑦ 複数業者から参考見積を徴取するなど、「入札における競争環境の確保について（通知）」（令和元年10月1日付け元会第164号）に従った対応を徹底すること。
  - ⑧ 予算の編成段階はもとより、執行段階においても徹底した経費の節減に努めることとし、予算は全額執行するものという従来意識は捨て、不用となった経費については留保すること。

#### 4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意し、将来の財政運営を圧迫する原因とならないよう、対象事業及び限度額等について精査し、要求すること。

## 5 基金に関する事項

基金については、その設置目的を踏まえた必要性や規模の適正化にも十分留意しながら、各基金条例の規定に基づき、引き続き適正な管理・運用に努めること。

## 6 特別会計及び企業会計に関する事項

一般会計に準じ要求するとともに、当該会計の経営状況等を十分検討し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう節度のある財政運営に徹し、健全経営の確立に努めること。また、繰越金については、特別会計の将来収支見込み等に基づいた適正な規模とすること。

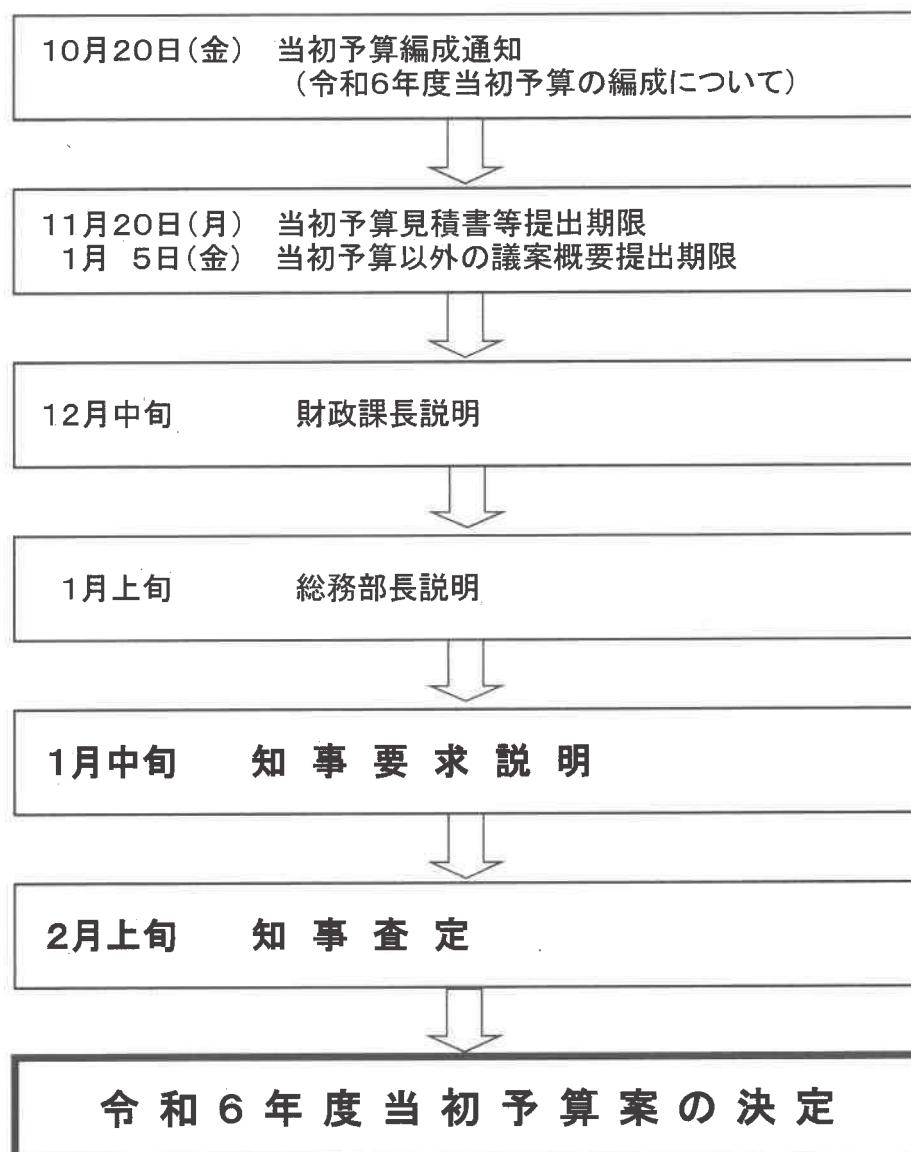
特に、企業会計については、厳しい経営環境に鑑み、収入の確保に特段の努力を払うとともに、事務事業の合理化、効率化を更に徹底し、独立採算による経営が確立されるよう十分配慮し、改善見通しを立てた上で要求すること。

## 7 その他の事項

- (1) 要求に当たっては、別表に記載する重要政策（A経費）、一般政策（B経費）、経常的経費（C経費）の区分により整理すること。
- (2) 提出すべき書類は、「愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年規則第48号）」の定めるところによるほか、別紙様式により作成の上、別途通知する部数を財政課へ1月20日（月）までに提出すること。
  - 当初予算見積書
  - 当初予算見積額一覧表
  - 予算要求状況表（別紙）
- (3) 予算以外の案件については、件名及び概要説明書を1月5日（金）までに提出すること。
- (4) 予算編成スケジュールは、別添参考の「令和6年度当初予算の編成スケジュール（予定）」のとおりである。

## 参考

### 令和6年度当初予算の編成スケジュール(予定)



※ 国の予算編成の動向等によって、今後変更することもあります。

別 表

予算における重要度別分類基準（A・B・C 経費）

個々の事業について、重要度に応じて、重要政策（A経費）、一般政策（B経費）、経常的経費（C経費）に分類する。その分類の基準は、概ね次のとおりとする。

区 分	分 類 基 準
重 要 政 策 (A 経 費)	<p>経費の内容が政治的判断を必要とするもので、概ね次のような経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 政策的に重要な事業</li> <li>2 重要な制度改正を伴うもの</li> <li>3 後年度に多額の財政負担を生じるもの</li> <li>4 重要な建築事業及び土地取得事業</li> <li>5 投資的経費で重要なもの（大型県単、定型県単を含む）</li> <li>6 職員経費のうち定数の変動に係るもの</li> </ul>
一 般 政 策 (B 経 費)	<p>重要政策、経常的経費以外の経費とするが、概ね次のような経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 経常的な事務事業であるが、特定財源等の変動に伴うもの</li> <li>2 投資的経費</li> <li>3 団体助成経費、大会開催（補助）経費、貸付金・出資金等</li> <li>4 社会保障関係経費</li> </ul>
経 常 的 経 費 (C 経 費)	<p>原則として、次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 経常的な事務事業及び施設などの管理運営に要する経費</li> <li>2 各種審議会、協議会等（継続分）に要する経費</li> <li>3 経常的な講習会、研修会等に要する経費</li> <li>4 各試験研究機関の経常的な試験研究に要する経費</li> <li>5 経常的な指導、検査、取締り、許認可等に要する経費</li> <li>6 職員経費</li> <li>7 その他経常的な一般行政指導経費等</li> </ul>

## 別紙

## 令和6年度予算要求状況表(一般財源ベース)

【 部】

(単位:千円)

性質分類	枠配分額	枠配分対象経費			枠配分対象外経費			年間所要額		
		当初予算要求額 ②	補正見込額 ③	小計 ④=②+③	差引 ⑤=④-①	当初予算要求額 ⑥	補正見込額 ⑦	小計 ⑧=⑥+⑦	当初予算要求額 ⑨=②+⑥	補正見込額 ⑩=③+⑦
維持管理費										
公共事業費										
定型的県単独事業費										
一般県単独事業費										
直轄事業負担金										
一般行政指導経費										
団体助成経費										
合 計										

(A)

マルゴト・スクラップ推進制度による加算額  (B)推進制度による加算後の枠配分超過額  (A-B)

## 〔記載上の注意〕

- ・対象は、一般会計の6年度年間予算(9月補正予算まで)とすること
- ・要求は、年間予算を要求することとしているので、「補正見込額③⑦」の欄は、補正額の積算が困難なものなど、やむを得ない理由がある場合に限りその見込額を記入し、別紙様式1を作成すること
- ・12月、2月補正(増額分)での要求見込額については、別紙様式2を作成すること(本表には算入しない)
- ・枠配分対象外経費については、財政課が指定したものに限り記入すること(別紙様式3～6を作成すること)
- ・マルゴト・スクラップ推進制度を活用する場合は、活用状況を記入すること(別紙様式7を作成すること)

卷之三

【 部】(樞配分対象分・樞配分対象外分)

令和6年度9月補正見込額に関する調査

(注) 1 桁配分対象分と柱配分対象外分は別葉とすること

「一般行政」のうち該当する分類を記入することとする。

2 性質分類、3 計画を記載することと  
1 「成歩堂」に相手

別紙様式(乙)

令和6年度12月補正見込額に関する調

【部】

(粹分配對象分・粹分配對象外分)

(注) 1 桦配分対象分と桦配分対象外分は別葉とすること

2 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「官轄事業」「般行政」のうち該当する分類を記入すること

3 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

音部】

令和6年度2月補正見込額に関する調査

(別紙様式2)

(注) 1 枠配分対象分と枠配分対象外分は別葉とすること

「一般行政」、「直轄事業」、「一般県単」、「公共事業」、「維持管理」のうち該当する分類を記入すること

工員力量は、従事する職業ごとに性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載することとする。

### （義務的經費）

(单位:千円)

部		事項名	6年度見積額 A	9月調査時見込額 B	増減額 A-B	備考
性質分類		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
		国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県
	合計	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県	国 他 県

(注) 1 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般県単」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること。  
2 性質分類別に小計を記載  
3 最後に部局の会計名記載する。

桿分配對象外經費要求狀況  
(當然增經費)

(单位:千円)

(注) 1 性質分類は、「維持管理」「公基事業」「一般景單業」のうち該当する分類を記入することとする。

性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載する。

「株式会社は、対象事業の内容及び9月調査時からの導入理由を記載するべし」

### 框架分對象外經費要求狀況 (所要額要求經費)

(単位:千円)

(注) 1 性質分類往「維持管理」「公共事業」「一般事業」「一般標準」「真韓事業」のうち該当する分類を記入すること。

2. 性質分類 “小計を記載” 普段に部局の合計を記載する

2 2 区合は、以下の①～⑦のうち該当する区合を記す。  
2 3 ①工員力頸に了前を記載し、最後に部局の日付を記載する。

3 本公司は、以下(1)～(3)のうち該当する点力を記載する事業

事務官の配分は、主として事務官の能力と、その職務の性質に応じて決定される。

②新規施策等横議論会で必要性が認められた新たな往

③具看財産管理推進本部会議等で予算要求が可とされた

#### ④成果連動型民間委託契約方式(PFS)を導入する事業

## ⑤5年度重点強化事業のうち、権限分の対象となる

⑥本県の未来を切り拓くための重要なプロジェクトの目標達成

（重要プロジェクト）△減少対策と戦略

⑦その他の事前に特別障害の判断が必要な案件で終部

◎「新規事業における記述すべき」、事前に内別紙に記載する。

### （地方局枠経費） 枠配分対象外経費要求状況

(別紙様式6)

(注)1 性質分類は、「維持管理」「公共事業」「一般行政」「直轄事業」「一般行政」のうち該当する分類を記入すること

2 性質分類ごとに小計を記載し、最後に部局の合計を記載すること

### 3 「新規」欄は、新規事業に○を記載すること

## マルゴト・スクレッブ推進制度の活用状況

(单位:千円)

「一九三〇年新編」の題名は、この文書の元である『新編』の題名をそのまま用いています。

「発正事壇名」には、各和3年度予算のうち、各部局が主体的に収支を記載するところ、「発正」した事項名を記す。

額昇加への分配

2. 「5年度予算額を記載するごとに、は、停止した事項の予算額を記載する。

密に事項の中には以下の終戻が含まれる場合に5年を予算額から除外する。したがって、内経費の総額が計算額から除外される。

卷之三

15年度重申策強化のうち所要額を要する分、義務務の種類、自然災害記録簿、防災計画書、自走式機械等の左を

※5年度重複申請者に対する終期清算を除く)のうち、5年度に終期清算を受けるもの以外は、

「6年度に繼續する事項の一部を6年間に廃止する事項名は、その事項を記す」

4 組織新規事項や他事項不<sup>正</sup>に継続する部分は、

子シヨル社套形成推進基金

新規事項と認認められる場合(三)既存規事項が廢止される場合に、組替算定計画を実施する。

→組織基盤構成事項とは、事業目的の達成に向けた組織の構成要素を示すもので、組織の運営に直接影響する重要な事項である。組織の運営に直接影響する重要な事項である。